

○函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例

昭和48年12月1日条例第73号

改正

昭和52年10月14日条例第42号
平成4年3月24日条例第4号
平成7年7月10日条例第30号
平成9年9月24日条例第35号
平成9年12月18日条例第57号
平成14年12月19日条例第64号
平成15年7月17日条例第30号
平成17年12月19日条例第115号
平成24年9月25日条例第49号
平成27年3月10日条例第33号
平成28年3月15日条例第37号
平成30年3月12日条例第32号
平成30年9月10日条例第59号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、函館圏都市計画特別業務地区(都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示された函館圏都市計画特別用途地区において定められた特別業務地区の区域をいう。以下同じ。)内における建築物の建築の制限または禁止について必要な事項を定めるものとする。

(函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限)

第2条 函館圏都市計画特別業務地区内においては、別表に掲げる建築物は、新築し、増築し、または改築してはならない。ただし、市長が函館圏都市計画特別業務地区内の利便を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合においては、あらかじめ建築審査会の意見を聞かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により、前条第1項の規定の適用を受けない建築物については、同項の規定の適用を受けなくなつたとき(以下「基準時」という。)を基準とし、同項の規定にかかわらず、次に定める範囲内において増築し、または改築することができる。

(1) 増築または改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築または改築後における延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項および第7項ならびに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反して建築物を新築し、増築し、または改築した場合におけ

る当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者または占有者

第5条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年10月14日条例第42号)

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日条例第4号)

1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年7月10日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年12月18日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月19日条例第64号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月17日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日条例第115号)

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第1条中函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例第3条の改正規定〔中略〕は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年9月25日条例第49号)

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日条例第33号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日条例第37号)

この条例中第1条および第3条の規定は公布の日から、第2条、第4条および第5条の規定は平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日条例第32号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月10日条例第59号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 住宅（地区内の事業所が設置する管理人のためのものを除く。）
- 2 共同住宅，寄宿舎または下宿（地区内の事業所が設置する従業員のためのものを除く。）
- 3 学校（専修学校および各種学校を除く。）
- 4 図書館，博物館その他これらに類するもの
- 5 神社，寺院，教会その他これらに類するもの
- 6 自動車教習所
- 7 劇場，映画館，演芸場もしくは観覧場またはナイトクラブもしくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の7の3に規定する施設
- 8 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの（地区内に設置される事業所の従業員のための保育所を除く。）
- 9 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの
- 10 介護老人保健施設または介護医療院
- 11 公衆浴場
- 12 ボーリング場，スケート場，水泳場または建築基準法施行令第130条の6の2に掲げる運動施設
- 13 キャバレー，料理店その他これらに類するもの
- 14 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの
- 15 カラオケボックスその他これに類するもの
- 16 旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用対象施設のうち短期宿泊賃貸マンション
- 17 法別表第2（ぬ）項第3号（（六）を除く。）に掲げる工場
- 18 畜舎
- 19 店舗，飲食店，展示場，遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの